平成31年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:平成31年4月9日

担当部・課:健康部健康推進課 [内線2415]

### ① 件 名

高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置期間の延長について

#### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

平成26年7月に予防接種法施行令の一部改正がなされ、高齢者の肺炎球菌予防接種が定期接種に追加されるとともに5年間の経過措置が設定され、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳(初年度のみ101歳以上も含む)を対象としていたが、この経過措置が更に5年間延長されることとなった。

## 【目的】

高齢者の肺炎球菌予防接種の接種機会を引き続き提供するため、定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上を図るもの。

#### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

予防接種法(昭和23年法律第68号)

予防接種法施行令(昭和23年6月30日法律第68号)

石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱(平成21年3月30日告示第84号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする

1 一人ひとりの健康づくりを推進する

#### ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成26年7月 予防接種法施行令の一部改正

平成31年3月 予防接種法施行令の一部を改正する政令を公布

(平成31年4月から5年間経過措置を延長)

## ⑤ 主な内容

平成31年3月31日までの経過措置として5年間実施してきた接種対象者の拡大を「平成31年4月1日から平成36年3月31日」までの5年間延長するもの。

接種対象者は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者(平成31年度のみ100歳以上)とする。

	H26. 9. 30	H26. 10. 1∼	H27.4.1∼	H31.4.1∼	H32.4.1∼	H36. 4. 1
	まで	H27. 3. 31	Н31. 3. 31	Н32. 3. 31	Н36. 3. 31	$\sim$
定期接種	なし	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳及び100 歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、100歳 の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳の方	• 65 歳
		・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障害がある方				

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

## 【影響・効果】

肺炎球菌に起因する肺炎等の発症及び重症化を予防することで、高齢者の健康保持が図られる。 【市財政への負担】

予防接種費、その他委託料(平成31年度見込) 11,339千円 内訳:平成31年度 対象者7,474人、接種見込(36%)2,691人、

9月まで 1,333人×4,100円+13人×8,100円(生保)=5,571千円

10 月以降 1,332 人×4,250 円+13 人×8,250 円 (生保) =5,768 千円

財源:3割が地方交付税措置

※6月補正予算要求予定

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

国で定めている定期接種のため、全ての自治体で実施

# ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年4月 石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱の一部改正(平成31年4月1日施行) 対象者へ通知及び市報・ホームページ等により周知

## 9 その他